

令和2年第1回吉野町議会臨時会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和2年5月25日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 5月25日 午前10時00分開会
4. 応招議員 1番 辻内正誠 2番 下中一平
3番 山本義史 4番 欠員
5番 上滝義平 6番 野木康司
7番 山本隆敏 8番 藪坂眞佐
9番 中西利彦 10番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員と同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘
マスターズ参事 岡本克也 財務課長 山本剛
総合政策参事 上林勝則 町民課長 藤本和彦
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 北谷隆範
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 小西修司 主査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 承第2号 吉野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程5 承第3号 吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を

求めることについて

日程 6 承第 4 号 吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

日程 7 承第 5 号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて

日程 8 承第 6 号 吉野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の専決処分の承認を求めることについて

日程 9 承第 7 号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて

日程 10 承第 8 号 吉野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて

日程 11 承第 9 号 吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の専決処分の承認を求めることについて

日程 12 承第 10 号 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処
分の承認を求めることについて

日程 13 承第 11 号 令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の専
決処分の承認を求めることについて

日程 14 議第 18 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及
び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改
正することについて

日程 15 発議第 4 号 吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正す
ることについて

日程 16 議第 19 号 津風呂湖カヌー艇庫・管理棟新築工事の工事変更請負契約の
締結について

日程 17 議第 20 号 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

藪坂議長

本日の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等についても改めて説明申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回吉野町議会臨時会を開会いたします。

今、皆さんお部屋の状況をご覧いただいたとおり、議場の窓や扉を可能な限り開放のまま会議を実施し、適宜休憩をとって換気をはかりたいと思います。また、換気を行いながらマスク着用などの咳エチケットを励行し、発言時においてもマスク着用をお願いします。飲み物の持込み及び飲用については、空気乾燥による喉の粘膜機能低下の防止のため、本会議出席者の飲料の持込みを許可し、飲用を推奨いたします。加えて、本町議会の傍聴規則の一部を適用除外し、傍聴人の方々にも飲み物の持込み及び飲用についても同様と致します。また、傍聴者の方にもマスク着用などの咳エチケットの励行にご協力をお願いすることといたします。傍聴人の方をはじめ町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

では、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

10番 西澤巧平議員、1番 辻内正誠議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

中井町長

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。町長。

おはようございます。令和2年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、全員出席いただきまして誠にありがとうございます。4月7日の緊急事態宣言以降、議員各位には本当にいろんな場面でご尽力賜りましたこと心から感謝申し上げます。今、現在吉野町ではコロナの感染者が出ておりませんがこれから感染予防対策を徹底し、さらなる感染拡大防止に向けて取り組みをまい進したいと思いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

本日上程させていただく議案でございますが、専決処分の報告・承認が10件、条例改正が2件、契約変更が1件、補正予算の議案提案が1件でございます。

多岐にわたりますいろんな場面で慎重な審議をお願いしたいと思います。

3月定例会以降の行政報告につきましては、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。ほとんどの行事が中止・延期になっておりますので、皆様方のお手元の行事をご覧いただければと思います。

本日限られた時間になるかと思いますが、皆様方の慎重審議よろしくお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

藪坂議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承をお願いいたします。

日程4 承第2号「吉野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。承第2号につきましてご説明申し上げます。

議案等説明資料の1ページをご覧ください。

専決処分事項につきましては、吉野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分の年月日は、令和2年3月31日。

専決処分の理由等につきましては、今事務局朗読のとおりでございます。

条例の改正概要でございますが、引用法律名の改正並びに条番号の整理、字句の追加等でございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程5 承第3号「吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。坂本税務収納課長。

坂本税務
収納課長

失礼いたします。2ページのほうをご覧ください。

承第3号についてご説明申し上げます。

専決処分いたしました理由は、ただいま事務局の朗読のとおりでございます。

尚、専決処分の年月日は、令和2年3月31日でございます。

主な改正概要について説明させていただきます。

個人町民税について扶養親族等申告書の単身児童扶養者に係る規定の削除に伴う所要の改正。固定資産税につきましては、所有者不明土地等への対応に伴う所要の改正等。また法律の改正に伴う条項のずれや平成から令和への改元に伴う条文整備を行うものでございます。以上よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程6 承第4号「吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。坂本税務収納課長。

坂本税務
収納課長

失礼いたします。3ページのほうをご覧ください。

承第4号についてご説明申し上げます。

専決処分いたしました理由は、ただいま事務局の朗読のとおりでございます。

新型コロナウイルス関連で納税者等に及ぼす影響を緩和するための臨時措置として地方税法等が改正されましたので、令和2年4月30日に専決処分をいたしました。主な改正の概要について説明させていただきます。

3点ございます。

1点目、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定いたします認定先端設備等導入計画に従って取得した家屋及び構築物にかかる固定資産税

の課税標準となるべき価格に乗じる割合を0と規定いたしました。

2点目、環境性能割を課さないこととする軽自動車の取得にかかる適用期限を延長いたしました。

3点目、新型コロナウイルス感染症にかかる徴収猶予の特例に係る手続き等でございます。以上よろしく願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程7 承第5号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。藤本町民課長。

藤本町民
課長

すみません。承第5号について説明させていただきます。

専決処分事項につきましては、吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

専決年月日は、令和2年3月31日。

専決処分の理由につきましては、事務局の朗読のとおりです。

改正概要としましては、賦課限度額及び軽減判定所得の改正。

2点目として、引用法令等の名称・条例番号の変更・追加等でございます。

ご審議の程よろしく願います。

藪坂議長	質疑を求めます。上滝議員。
上滝議員	<p>5番 上滝です。</p> <p>今、ご報告のとおり文章を読んでおりますと、吉野町は3年前から国保税が高いと。ましては、去年からですか。一昨年からかな。去年。</p> <p>奈良県の基準より上回った税率で掛けておりますけれども、まさにまたこれ16万円を17万円。あるいは61万円を限度額63万円というふうに2万円ほど上っておりますけれども、このことについてご説明を願いたいと思います。</p>
藪坂議長	藤本課長。
藤本町民課長	<p>これは、地方税法に基づいて限度額の引き上げです。</p> <p>奈良県の国民健康保険税は、令和6年に統一されることになっておりますが、令和3年には、令和2年度に奈良県市町村長のもと改正する予定となっております。吉野町の現在の税率等、一部高い部分がありますが概ね奈良県の税率と同じと考えております。以上です。</p>
藪坂議長	上滝議員。
上滝議員	<p>ご説明だいたいわかったんですけども、この資産割と。資産割はなくなって所得割と均等割だけのみにかかってますけれども、そんな中で国民健康保険運営委員会があるんですね。</p> <p>そこで決めた税率が奈良県の税率よりも上回っておるということを私は気づいて、前から言うておったんですけども。決して国が決めとるものではないでしょ。お答えください。</p>
藪坂議長	藤本町民課長。

藤本町民 課長	はい。国民健康保険運営協議会にはかって決めております。 以上です。
藪坂議長	上滝議員。
上滝議員	1つだけ。 さきほど令和6年に国民健康保険税が県内同じになるということをおっしゃりましたが、それは今の現在の国民健康保険税の課税負担とどうなるのか、どのように変化するのかということをお答え願いたいと思います。
藪坂議長	藤本町民課長。
藤本町民 課長	現在の医療費の水準として若干、一人当たりの医療費は奈良県内では数パーセントは伸びると考えております。国民健康保険の被保数は、奈良県内減少傾向となっておりますが、現在の課税標準額より若干上がる可能性があると考えております。以上です。
上滝議員	ありがとうございました。
藪坂議長	他にございませんか。 おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。
	日程8 承第6号「吉野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。藤本町民課長。

藤本町民
課長

承第6号について説明させていただきます。

専決処分事項につきましては、吉野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例です。

専決処分年月日は、令和2年4月10日。

専決処分理由につきましては、事務局の朗読のとおりでございます。

改正概要につきましては、当該条例中、町において行う事務に広域連合条例附則第4条の傷病手当金（新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金）の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものです。

ご審議の程よろしく申し上げます。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程9 承第7号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。藤本町民課長。

藤本町民
課長

承第7号について説明させていただきます。

専決処分の概要ですが、吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

専決処分年月日につきましては、令和2年3月31日。

専決処分の理由につきましては、事務局の朗読のとおりです。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるため条文の追加等を行ったものです。

ご審議の程よろしく申し上げます。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 10 承第8号「吉野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

失礼します。承第8号「吉野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をさせていただきます。

専決処分事項につきましては、吉野町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分年月日につきましては、令和2年3月31日です。

専決処分の理由等につきましては、ただいま事務局が朗読したとおりでございます。

改正の概要といたしましては、消費税率10パーセントが賦課年度全体にわたるための介護保険料の軽減額の変更と元号が平成から令和に変わりましたので

その字句の訂正等でございます。

ご審議よろしく申し上げます。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 11 承第9号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。承第9号について説明申し上げます。

説明資料の8ページをお願いします。

専決処分事項としましては、吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分年月日は、令和2年3月31日。

専決処分の理由等につきましては、今事務局朗読ありましたとおり関係法令の改正によるものでございます。

改正概要につきましては、非常勤消防団員等の補償基礎額の改定並びに字句の改正等でございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 12 承第 10 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。山本財務課長。

山本財務
課長

失礼いたします。承第 10 号についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策関連の予算の専決処分でございます。

専決処分日につきましては、令和 2 年 5 月 1 日でございます。

また専決処分の理由については、事務局朗読のとおりでございます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 3,405 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 5,905 万 8,000 円とするものでございます。また歳入歳出予算の款項の区分、及び金額等については第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入の説明にうつらせていただきます。

予算書の 12 ページ、13 ページをご覧ください。

15 款「国庫支出金」2 項「国庫補助金」1 目「総務費国庫補助金」といたしまして、1 節「企画費補助金」金額が 299 万 4,000 円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、4 節「特別定額給付金補助金」として 6 億 9,093 万 6,000 円、

特別定額給付金給付事業の補助金でございます。

19 款「繰入金」 1 項「繰入金」 1 節「財政調整基金繰入金」といたしまして金額 3,352 万 8,000 円でございます。今回不足する財源を補うために増額を行うものでございます。歳出について 16 ページ、17 ページをご覧ください。

2 款「総務費」 1 項「総務管理費」 9 目「特別定額給付金費」特別定額給付金給付事業といたしまして 6 億 9,093 万 6,000 円でございます。

以上、主な歳入歳出のご説明、報告とさせていただきます。

ご承認の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。上滝議員。

上滝議員

簡単な質問ですけれども、承第 10 号ですか。これ令和 2 年 5 月 25 日に提出なっとなつたけれども、あまりにも専決処分というのはこの予算、相当な大きな予算でございます。7 億 9,000 万ですか。もうちょっと議会の議員の皆様方と 4 月やったらコロナの問題もありましたでしょうが、大変専決処分が多いと。

なかでも大きな予算どりをする問題については、行政と議会と議論をしなければならぬと思っておりましたが、その点の解釈誰か、財政課長か、総務課長か、頼みます。

藪坂議長

町長。

中井町長

ただいまのご質問でございます。

今回の補正予算の専決でございますけれども、これの一番大きなところは議員各位もご存じのとおり 5 月 1 日の全員協議会の際にこの特別定額給付金、6 億 8,000 万、これが大きく占めますということでご説明をさせていただきました。これが主な部分でございますので今後のことにつきましては、そういったことがあれば事前に全員協議会等で報告させていただいておりますのでご理解いただければと思います。

菟坂議長	上滝議員。
上滝議員	<p>今、町長のおっしゃるとおりでございますけれども一般の方々は告知放送等々聞いて、いつ申請して、いつ頃もらえるんやろうかなというような思いをしておられる方がございます。この予算を承認すれば、いつ頃その特別給付金を配布できるのかということをご報告願いたいと思います。</p>
菟坂議長	町長。
中井町長	<p>はい。特別定額給付金でございますけれども、もう皆様方のお手元に給付金のほうは申請書はいつてるかと思えます。その中で、5月21日までに申請書を受け付けた分に関しましては、5月29日に支給されるということになってます。今現在、担当課に確認しますと約8割の方がこの5月29日に入ると、オンライン申請につきましても約40件、この方につきましては5月22日に支給されておりますので、残りの方につきましては改めて申請をいただいて早急に支給させていただきたいと思えます。</p>
上滝議員	はい。わかりました。
菟坂議員	<p>よろしいですか。他に質問ございませんか。</p> <p>おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p>日程 13 承第 11 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局</p>

が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。紺田暮らし環境整備課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。承第 11 号についてご説明させていただきます。

専決処分の事項でございます、令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算でございます。

専決の年月日でございます、令和 2 年 5 月 1 日でございます。

補正予算の概要につきましては、1 項「営業収益」補正前の額といたしまして 1 億 8,728 万円でございます。補正額といたしましては、マイナスの 3,121 万円でございます。補正後の額といたしまして、1 億 5,607 万円でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴います水道料金の減免に伴うものでございます。

2 項「営業外収益」補正前の額といたしまして、1 億 1,833 万円でございます。補正額といたしまして、3,121 万円でございます。補正後の額といたしまして、1 億 4,954 万円でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症に伴います水道料金を減免したことによります一般会計の繰入金が増額でございます。ご審議の程よろしく願いたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 14 議第 18 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することにつ

いて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。中井町長。

中井町長

議第 18 号につきまして改正の主旨、概要につきましてご説明をさせていただきます。今回の新型コロナウイルス 3 月の当初から学校の休業も含めまして約 3 か月間経っております。今回のコロナウイルスに関しましては、経済・家庭さまざまな分野におきまして、大きな影響を与えております。

学校休業も約 3 か月。吉野町としましては観光業を中心とする桜の一番のピークの時にこのコロナウイルスがはじまりまして、大きな経済的影響をうけております。そんなことを鑑みまして、社会情勢、経済情勢を踏まえまして、特別職である町長・副町長・教育長、町長につきましては、50 パーセントの減額、副町長につきましては 40 パーセントの減額、教育長につきましては、30 パーセントの減額、町民の皆様方に寄り添った形で、そして困っている皆様方に届くような政策運営に使いたいと思っておりますので、議員皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑求めます。上滝議員。

上滝議員

今、町長のほうからご説明いただいたわけですがけれども、これは 6 月のみコロナの問題で賞与を 50 パーセント減額するという理解でいいんですか。

藪坂議長

町長。

中井町長

はい。今、上滝議員のとおり期末手当 6 月についての提案でございます。

上滝議員

はい。わかりました。

藪坂議長

はい。よろしいですか。他に質疑ございましたらどうぞ。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって議第 18 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 18 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決することに決しました。

日程 15 発議第 4 号「吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

本案は議員提出です。提出議員の説明を求めます。西澤巧平議員。

西澤議員

提案説明の前に、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス感染症の感染リスクと闘いながら働いていただいているすべての方々に敬意を表しますとともに心から感謝を申し上げます。

さて新型コロナウイルス感染症につきましては、新たな感染者の数が減少傾向に転じているものの、未だ予断を許さない状況にあり、新たな感染や感染予防防止対策による影響により、町民の間で深刻な不安が広がっております。国や県からも医療体制の充実や感染拡大防止、また経済対策などの様々な対策や

支援が進められておりますが、いずれにしても画一的な施策になっているように思います。

例えば、現在国からの特別定額給付金いわゆる一律 10 万円の給付金の申請が、今吉野町でも進められております。しかし国の給付基準では基準日とされている 4 月 27 日から 1 日でも過ぎ、4 月 28 日以降に生まれたお子さんには給付がされません。感染予防対策でなにかと制約がある大変な時にお腹の中にお子さんとともにこの時期を過ごされている妊婦の方々やそのご家庭のご苦勞とご心痛を察して給付金の創設など、柔軟で状況に応じて極め細やかな町独自の施策の展開など、議会としても感染防止対策やその対策による影響を受けておられる事業者の方々に町民の生活、地域経済の支援を図れるよう町当局と一体となって取り組んでいかなければならないと思います。

この条例改正（案）は議会議員に令和 2 年 6 月に支給される期末勤勉手当、夏のボーナスの額を 50 パーセントカット（半額）にするものでこれにより町財政において約 240 万円の効果が見込まれます。

これらの財源を活用し、感染対策や地域経済、住民生活の支援を図り、不安を払拭するための支援策を一層充実させていただきたいという思いからの提案です。また 6 月開会予定の議会定例会において、総務文教厚生委員会において本年度の議会予算である議員視察研修の削減などを考え、新型コロナウイルス感染症対策費の捻出に向けて協議し、町議会が一丸となって町民の健康と生活を守るための施策を検討していきたいと思いますので、引き続き議員各位のご支援とこの条例改正（案）へのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

藪坂議長

賛成議員の意見を求めます。下中一平議員。

下中議員

失礼します。

現在、新型コロナウイルス対策緊急事態宣言による影響は、教育・医療・経済など様々なところに大きく影響が及んでおります。

そんな中で世論では、国会議員・地方議員において報酬・手当てを削減する

べき、また議員は本業で結果を出してこそ感染対策や経済復興の具体的な成果を示すべきなど、賛否両論の声が世論で上がっている状況であります。

そんなときこそ、町議会議員として町の行政事務に関する調査研究や町民の民意を把握のため活動を行い、議員としてより一層の職務に遂行を求めることは当然です。しかし、現在の状況はこれまでに経験のない非常事態です。

吉野町では、都市部とは違い財政的に大きく余裕があるわけでもなく、厳し財政で知恵を絞った施策を選択していくことが考えられます。そんな中、コロナ対策のため財源として活用していただければと思っております。

先に発議意見を述べていただきました中にもありましたが、国の一律給付金において4月末以降に生まれた新生児は、給付対象に入らない。いわば国の施策の盲点でもある子供たちや16歳から18歳までの子育て支援で十分にカバーでききれていない学生、また高齢者の医療など。コロナの影響で不測の事態に打ち出すための施策の財源として活用していただきたくこの条例改正（案）に賛成いたします。以上です。

藪坂議長

質疑求めます。

（ 「 質 議 な し 」 の声あり ）

おはかりします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって発議第4号について、委員会の付託を省略することに決しました。

発議第4号「吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

おはかりします。本案を、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決しまし

た。

日程 16 議第 19 号「津風呂湖カヌー艇庫・管理棟新築工事の工事変更請負契約の締結について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。岡本マスターズ参事。

岡本マスターズ参事

失礼いたします。

議第 19 号「津風呂湖カヌー艇庫・管理棟新築工事の工事変更請負契約の締結について」説明をさせていただきます。

変更契約の概要といたしましては、変更する契約として津風呂湖カヌー艇庫・管理棟新築工事の工事請負契約。令和元年 11 月 5 日議決をいただいたものでございます。

契約の相手方といたしましては、吉野郡大淀町桧垣本 1589 番地 株式会社森下組 代表取締役 森下秀城でございます。

変更の内容といたしまして、契約金額の 2 億 5,850 万円を 2 億 7,460 万 9,000 円とするものでございます。

変更額といたしましては、1,610 万 9,000 円増ということになってございます。変更の理由といたしまして、艇庫シャッターの開口部が大きく台風等防風発生の際に対応するため新たにシャッターガードを追加する。また艇庫前の排水について当初既製品の U 字溝設置の予定でありましたが、排水増が予定される箇所について現場打設の側溝に変更。また隣接地の所有者から境界にフェンス設置の要望があったため、新たにフェンスの設置。それから電線ケーブル及び水道給水管について、工事延長が伸びたための増。用地東側の擁壁の追加並びに艇庫前階段の追加をしたものでございます。以上ご審議よろしく願います。

藪坂議長

質疑求めます。

(「 質 議 な し 」 の声あり)

ございませんか。おはかりします。

本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって議第 19 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 19 号「津風呂湖カヌー艇庫・管理棟新築工事の工事変更請負契約の締結について」意見を求めます。

おはかりします。本案を、可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、可決することに決定いたしました。

日程 17 議第 20 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略してただちに説明を求めます。

山本財務課長。

山本財務
課長

失礼いたします。

議第 20 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号」についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,554 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 8,460 万 2,000 円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等については、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。歳入についてご説明いたします。12 ページ、13 ページをご覧ください。

15 款「国庫支出金」2 項「国庫補助金」1 目「総務費国庫補助金」の1 節「企画費補助金」金額が 1,410 万 8,000 円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。続きまして9 節の「教育振興費補助金」972 万円、公立学校機器の整備費補助金でございます。

19 款「繰入金」1 項「繰入金」1 目「財政調整基金繰入金」の1 節「財政調整基金繰入金」といたしまして金額 126 万 6,000 円、今回の補正予算で不足する財源を補うため増額を行うものでございます。

主な歳入についての説明は以上でございます。

歳出予算につきましては、各事業の担当参事または課長のほうからの説明とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

薮坂議長

中尾産業振興課長。

中尾産業
振興課長

それでは、16 ページ、17 ページをご覧いただきたいと思います。

一番上段でございます。

款6「観光商工費」項1「観光商工費」目4「商工業振興費」、小規模事業所支援事業、63 万 4,000 円でございます。こちら主なものといたしましては、委託料といたしまして、小規模事業所支援委託料ということで50 万を計上させていただいております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで現在、国や県のほうでは様々な支援というのがされておるわけですが、すけれども中小企業向け、それから個人事業主向けという、様々な制度がある中で、全てがホームページ上で公開されております。また申請についてもインターネット申請というのが、現在基本となっておるといような中で、比較的簡単な制度にはなっておるわけなんですけれども、町内の方にはインターネット環境がないお方ですとか、申請の苦手な方というのが一定数おられるのではないかなというふうに考えております。そういった方を対象として総合的な支援ができるように吉野町の商工会の方に委託をさせていただいて会員だけでなく会員以外の方も相談できる体制を整備する費用を計上させていただくもので

ございます。以上です。

紺田暮らし環境整備課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。

私のほうから 16 ページ、17 ページの中段でございます。

8 款「消防費」1 項「消防費」4 目「災害対策費」を説明させていただきます。事業名といたしましては、災害対策事業 40 万円でございます。

主なものといたしまして、負担金補助及び交付金といたしまして、感染症予防対策推進交付金 37 万 5,000 円でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症関連といたしまして、水道未普及世帯への経済的支援といたしまして、水道基本料金の減免額相当分を支援するものでございます。50 世帯を見込んでおるものでございます。以上でございます。

藪坂議長

北谷教育次長。

北谷教育次長

教育委員会でございます。よろしく申し上げます。

教育委員会からは、予算書の 16 ページ、17 ページ及び 18 ページ、19 ページの 3 事業でございます。

まず、9 款「教育費」1 項「教育総務費」2 目「事務局費」166 万の補正でございます。学校保健給食事業 166 万、補償、補てん及び賠償金ということで、新型コロナウイルス感染症による 3 月から 5 月にかけての小中学校休業に伴い急遽、学校給食が中止になりましたので、それに伴う給食食材費を事業者に支払うものの補正でございます。

次に 3 目「教育振興費」2,285 万円、内教育振興総務事業 2,234 万円についてでございます。

11 節「役務費」90 万円、今後の小中学校の臨時休業時、家庭とのオンライン

授業を想定する中で、W i - F i 環境のない家庭に対して家庭でのW i - F i 環境を整備するための通信費でございます。

次に12節「委託料」でございます。小中学校への学校現場へのI C T技術者の配置の支援としての補正、委託料230万円でございます。

次に一番下段17節「備品購入費」1,914万円、内パソコン購入費1,848万円。これについては、小中学校の児童・生徒・教師のタブレットにも使えるノートパソコン330台分の購入費の補正でございます。

次にページをめくっていただいて、18ページ、19ページを開いてください。

続きまして、備品購入費、モバイルW i - F i ルーター購入費66万円、これにつきましても、長期休業時に家庭とのオンライン授業を行う中でW i - F i 環境のない家庭に対して家庭でのW i - F i 環境整備のため、貸し出すモバイルルーター20台分の補正でございます。これについては、小中学校のG I G Aスクール構想の推進、学校でのI C T教育の推進及び臨時休業時の学びを補償できる環境づくりとしての補正でございます。

次に就学援助事業51万円の補正でございます。これにつきましては、小中学校において準要保護家庭に対し、給食を助成していましたが新型コロナウイルス感染症防止により3月から5月にかけての休業に伴い学校給食が中止になったことによりまして、家庭での給食費の代替え支援を目的とした補正でございます。よろしくご審議お願いいたします。

藪坂議長

質疑求めます。上滝議員。

上滝議員

水道料金のコロナに伴う減免ですけれども、ひと月1,250円かな、ちゃうんかな、まあ後で、それを6か月と。いつから、これ承認してもらってから、今日からか何月頃から知りませんが、それはそれで全所帯はなんぼあるのかということと、水道自体が吉野町で加入してないというのが何件ぐらいあるのかなとそれについての対応はどうかということをお伺いします。以上。

藪坂議長	この件に関しましては、先に専決処分で金額の方を終わっておりますので、説明のみを簡単に紺田課長のほうからお願いします。
上滝議員	結構ですよ。
紺田暮ら し環境整 備課長	<p>水道の基本料金でございますけれども 13mmで税抜きで 2,300 円でございます。税込みで 2,530 円になります。そして減免につきましては5月、6月の検針ですので、6月の検針から開始し、11 月までの減免、6 か月分となります。そして未普及世帯ですけれども、未普及世帯は現在、私のほうで把握しているのは 40 件世帯ほどございますが、まだ把握していない部分はあると思います。</p> <p>その方につきましては、さきほどご説明させていただいたとおり補正予算書のほうで 37 万 5,000 円上げさせていただいております。そちらで対応したいと思っております。以上でございます。</p>
上滝議員	よくわかりました。ありがとう。
藪坂議長	山本議員。
山本義史 議員	<p>3番 山本義史でございます。</p> <p>質問をさせていただきます。</p> <p>教育費の「教育振興総務事業」G I G Aスクール導入関連経費について教えていただきたいんですけれども。</p> <p>コロナということで、春学校が休校ということで長らくなりましたのでこの G I G Aスクール導入というのを前倒しでしていただけるということで非常に良いことだと思ってるんですけれども、この予算で例えば第2波がもし来て、休校にまたなるというようなこと的时候には、この予算で I C Tを使って事業ができるのかどうか。それからもしできるとすれば、いつからできる、おそらくコロナの関係で機械がパソコンなりタブレットの購入が非常に遅くなる可能</p>

性があると思うんですけれども、そのあたりいつ頃からできる見込みなのかということをお答えいただきたいと思います。以上でございます。

藪坂議長

北谷次長。

北谷次長

質問ありがとうございます。

コロナの第2波というのは、想定しなければいけないというところで、まずご指摘のようにパソコンの購入については、非常に中々購入できない。ルーターも購入できないということも聞こえおよんでいます。

もし、この補正を議会承認得た後は、速やかに購入の措置をとって行きたいと、またルーターについても、購入できないということを知っておりますので、その時は業者等にも相談してありましてルーターに替わるスマートフォンを購入すればルーターに替わるようなことをできるという、代替えができるということも聞いておりますので、なるだけ早急にできるような機材の対応をとりたいと。それと2点目の授業についてですが、現在試行的に中学校でも5月13日からYouTubeを使いまして生徒にアカウントをとって、各学年一部の授業がYouTubeで見れるような対応をとっております。なお、これから休校も想定してさきほどのもし、この予算が承認されましたらICTの支援の委託料230万円を使いまして、速やかに学校現場と調整しながらオンライン授業のとれるような措置をとって参りたいと思います。以上でございます。

山本義史
議員

結構です。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

1番 辻内でございます。

役務費のモバイルルーター通信料金5,000円。これに90万円についての質問、2点ございます。

まず1点目、これはWi-Fi環境がないご家庭を想定したものと理解しております。この場合に既にある家庭との「損得」と言うてはなんなんですが、ない家庭には補助があるわけですけれども、ある家庭にはないと。これについて町民にどのように説明したらよいかということが1点。

もう1つは、20機9か月となっておりますが、この9か月の根拠、これをお願いいたします。以上でございます。以上2点お願いいたします。

藪坂議長

北谷次長。

北谷次長

モバイルルーターの貸出しと通信費についてご説明申し上げます。

まず、ルーターの運用を2段階構えで考えております。

1点目に、基本的にはその前に、現在Wi-Fi環境のない小中学校の家庭が約20件あるという調査をしております。その中で今後コロナの第2波も想定し、なるたけない家庭においてもWi-Fi環境を整えていただくようお願いするということが前提でございますが、もし新型コロナウイルスの第2波がきた時、緊急時についてはそのお願いすることを前提に、どうしてもないという家庭に対してお貸しすると。ただですね、おっしゃるようなある家とない家の不公平感がということになりますので、平常時の場合の運用については条件をつけて貸し出すように考えております。

具体的には、準要保護家庭と要保護家庭。いわゆる低所得者の家庭に対してどうしてもできないという家庭に対してお貸しすると。条件を付してお貸しするようなことを考えております。

それから2点目の9か月間の根拠でございますが、これは7月から3月末までの9か月間、災害の想定するとりうる通信費として想定をしております。

以上でございます。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございました。

藪坂議長

他にございませんか。

おはかりします。本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって議第 20 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 20 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」意見を求めます。

おはかりします。本案を、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決することに決しました。

本臨時会の日程は全て議了いたしました。

おはかりします。これをもちまして本臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。閉会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。中井町長。

中井町長

本日上程させていただきました議案につきましてすべてご承認いただきましたこと心より感謝申し上げます。

特に議員発議で議員の皆様方のコロナに対する思い、そしてまた主旨を十分議員の説明の中でも主旨をご理解させていただきました。

町独自の政策に向けてしっかりと、貴重な部分を財政に投入していきたいと思っておりますのでまた議員各位の皆様方と共に新型コロナ対策に向けてまい

進したいと思います。そして補正予算につきましても3か月学びの場がなくなりました。これから第2波、第3波というかたちでいつ訪れるかわからない吉野町の独自の教育のICTシステムを構築するためにも一早くスピード感をもっていつ来ても対応できるような形で進めて参りたいと思います。

本日、おそらく全国的に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除されるかと思えます。ただ、今後もウイルスがある以上、ワクチンができるまでやはりしっかりと感染予防対策を徹底しながら社会経済活動をしていかなければならない状態が続くかとおもいます。議員各位の皆様方におかれましても引き続きましてご指導いただき、6月に向けてしっかりと議案上程して参りたいと思いますので今後ともどうぞよろしくお願ひします。閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

藪坂議長

これをもちまして、令和2年第1回吉野町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(11時14分 閉会)